

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部商業・経営支援課組合担当
内線番号	4826

No.	項目	内容
①	処分名	商工会の総代会による定款変更の承認
②	法令名	商工会法
③	法令番号	昭和35年5月20日法律第89号
④	根拠条項	第48条第5項
⑤	処分権者	京都府知事(委託先:丹後広域振興局、中丹広域振興局、南丹広域振興局、山城広域振興局)
⑥	法令の定め	第48条5 総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、総代の選挙をし、又は解散若しくは合併の議決をすることはできない。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「商工会法」第44条第2項準用 ・「商工会法施行規則」(昭和35年6月10日通商産業省令第58号)第3条 ・「商工会法の知識」(昭和57年4月10日発行中小企業政策課監修)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から20日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	商業・経営支援課組合担当(075-414-4826)
⑬	備考	